平成２４年（フ）第３３号
長崎県長崎市金堀町31番９号
債務者　永田　　稔
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６７号
長崎県長崎市新戸町２丁目８番17―102号、旧住所長崎市上戸町１丁目１番50号　ホーエイハイツ101号
債務者　洲加本武彦
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５９１号
岩手県一関市桜木町10番32号　レオパレス桜木101、申立時の住所仙台市青葉区一番町２丁目７番27―610号
債務者　高橋　克己
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
仙台市宮城野区福室３丁目22番２号　伊深アパート７
債務者　高橋　身奈（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
仙台市泉区将監４丁目29番７―401号
債務者　松本　知玲
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１６２号
仙台市若林区上飯田２丁目10番30号　第１渡辺コーポ103
債務者　大友千賀子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５６号
茨城県ひたちなか市西大島２丁目７番９号
内山コーポＢ棟205号
債務者　小瀧　健一
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第７４号
茨城県ひたちなか市大字稲田40番地17　サンステージリヴェルテⅠ102、前住所茨城県那珂郡東海村舟石川駅東１丁目18番12号　シティハイム根本Ｂ―101
債務者　海老根　博
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３６号
茨城県筑西市築地820番地、前住所茨城県筑西市山崎739番地
債務者　茂木　史江（旧姓深見）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第４１号
茨城県古河市尾崎3917番地５　コーポヴェルディ名崎202
債務者　松井　元義
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第４２号
茨城県古河市尾崎3917番地５　コーポヴェルディ名崎202
債務者　松井　美希（旧姓朝日・木村）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第４５号
茨城県坂東市辺田1171―４　藤野アパート12号、住民票上の住所茨城県坂東市長須1621番地
債務者　福田　晴美
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第４９号
埼玉県春日部市中央５丁目６番地11　春日部ドゥエリングＢ―203
債務者　間中　俊博
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第５０号
茨城県古河市大堤183番地35
債務者　栗林悠美子（旧姓浦澤）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第５４号
茨城県筑西市幸町３丁目４番５号
債務者　永島　敏行
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第５６号
茨城県坂東市山621番地１
債務者　野口　久子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第６０号
茨城県下妻市羽子325番地４
債務者　野田　吉正
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部